

# 神戸市ケアプラン点検業務にかかる 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 募集事項

### (1) 案件名称

神戸市ケアプラン点検業務にかかる業務委託

### (2) 事業目的・概要

市内居宅介護支援事業者が作成するケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「自立支援」や「尊厳の保持」に資するものであるかをケアプラン作成者とともに検証し、ケアマネジメントの質の向上を図る。これにより介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度の構築に寄与する。

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで

ただし、受託者が仕様書及び委託契約約款にて定められた事項を遵守しない場合、業務目的を達成できないと認められた場合等は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

### (5) 事業規模（契約上限額）

金 106,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (6) 費用分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

## 2. 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書類に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

3か月ごとに、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとする。

### (3) 契約の締結

委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 3. 応募要件

次の掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 指定市町村事務受託法人（照会等事務）であり、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

- (2) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。
  - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
  - (5) 代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
  - (6) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (7) 直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ※応募受付後でも、審査・選定までの間に上記項目に抵触した場合は審査対象外とする。

(9) 人員の配置について

次の従業員を配置できる法人であることとする。

ア 管理責任者…主任介護支援専門員または介護支援専門員等の資格を有し、常勤である者を 1 名以上配置すること。

イ 点検業務担当者…介護支援専門員等の有資格者。常勤・非常勤の別は問わない。

※年間 1000 件以上のケアプラン点検を実施可能な人員を配置すること。

4. 委託事業者選定にかかるスケジュール

内容	時期	方法
公募要領の交付	2025（令和 7）年 1 月 7 日（火）から 1 月 31 日（金）17 時まで	本市ホームページより ダウンロード
参加申請及び 質問受付期限	2025（令和 7）年 1 月 31 日（金）17 時まで	Eメール（必着）
質問への回答	2025（令和 7）年 2 月 7 日（金）まで	Eメールにて回答
企画提案書類の 提出期間	2025（令和 7）年 2 月 7 日（金）から 2025（令和 7）年 2 月 20 日（木）17 時まで	事前連絡の上持参または郵送 （必着）
委託事業者 選定審査会	2025（令和 7）年 2 月 25 日（火）午後	指定日時に来庁 （来庁時間は企画提案書類提出後に通知）
選定結果通知	2025（令和 7）年 3 月上旬	—
研修実施に 向けた調整	2025（令和 7）年 3 月中	—
契約締結	2025（令和 7）年 4 月 1 日（火）	

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申込および質問の受付

参加申込を行う者は下記提出書類を期日までに提出すること。

公募要領や企画提案書等についての質問は、参加申込書を提出した者に限る。なお、面会や電話による質問は受けない。

ア 提出期限

2025年 1月31日（金）17時（必着）

イ 提出方法

Eメールにて提出。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。

ウ 提出書類

(ア)参加申込書兼参加資格確認書（様式1）

(イ)質問書（様式2）※本プロポーザルの内容について質問等がある場合のみ提出

エ 質問への回答

2025年（令和7年）2月7日（金）（予定）

オ 回答方法

質問者を伏せたうえ、参加申込書を提出した全者に対して、Eメールにより行う。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期間

2025年2月7日（金）から2月20日（木）17時（必着）

※土日祝及び受付時間外、提出期間を過ぎたものは一切受け付けない。

イ 提出方法

持参または郵送。持参による場合は、下記担当者まで事前連絡のうえ、土日祝を除く9時から12時、13時から17時までとする。

ウ 提出書類

下記のとおりとする。

<p>ア 企画提案書（様式3）</p> <p>企画提案書は、仕様書を熟読のうえ次の事項について提案をすること。</p> <p>(ア)業務実施体制（従業員の配置、人材育成等）</p> <p>(イ)業務実績</p> <p>(ウ)危機管理体制</p> <p>(エ)本業務に対する基本的な考え方、実施方針</p> <p>(オ)本業務の課題及びその対策</p> <p>(カ)本業務に対する工夫点</p> <p>(キ)提案金額</p>	<p>2部</p> <p>※社名ありを1部</p> <p>社名なしを1部</p>
<p>イ 積算根拠見積書類（様式自由）</p>	<p>1部</p>
<p>ウ 会社概要・団体概要（任意様式、パンフレット等）</p>	<p>1部</p>
<p>エ 法人登記簿謄本及び納税証明書の写し （発行から3か月以内のもの）</p>	<p>1部</p>

(4) 参加申請後の辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を企画提案書類の提出期限までにEメールにより提出するとともに、電話連絡を行うこと。

(5) 留意事項

企画提案書の様式等について

- ア 用紙サイズはA4版縦とし、横書きとすること。
- イ 文字サイズは10ポイント以上で作成とすること。
- ウ 企画提案書のうち社名を除いた1部については、社名や社名を類推または特定できる表現（ロゴ、社員名、連絡先等）を全てマスキングしておくこと。

6. 選定に関する事項

(1) 審査内容

次に示す評価項目について審査する。

評価項目（総合計 100 点）		配点（満点）
1 業務遂行能力		40 点
(1) 業務の実施体制	ア 従業員の配置	10 点
	イ 人材育成	10 点
(2) 業務実績		5 点
(3) 危機管理体制		15 点
2 企画内容		45 点
(1) 本業務に対する基本的な考え方、実施方針		15 点
(2) 本業務の課題及びその対策		15 点
(3) 本業務に対する工夫点		15 点
3 見積金額		5 点
4 地元		10 点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については本市付属機関である「神戸市ケアプラン点検業務」委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて、受託事業者の候補を選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の内容を評価する。
- ウ プレゼンテーション
  - (ア) 開催日時  
2025（令和7）年2月25日 午後
  - (イ) 場所  
神戸市役所1号館24階1243会議室
  - (ウ) 内容・方法  
提案内容についてプレゼンテーションすること。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「本業務に対する課題及びその対策」、「本業務に対する工夫点」の合計得点の高い者を優先する。
- オ 提案者が1者の場合、全評価点の6割以上を得た場合は、その事業者を受託候補者とする。

### (3) 失格自由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽または不正の記載を行うこと。
- オ 公募要領に違反または著しく逸脱した場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に通知し、本市ホームページに掲載する。

## 7. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 注意事項

- ア 受託事業者は、受託業務を第三者に委託してはならない。
- イ この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は本市に帰属する。
- ウ 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その指示に従う。
- エ 契約の締結にあたり、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。

### (3) 提出・問い合わせ先

※来庁の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

受付時間：月～金、祝日除く 8:45～12:00、13:00～17:30

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館4階

福祉局介護保険課 ケアマネジメント担当（担当：太田・出田）

電話番号：078-322-6902 FAX：078-322-6047

Eメールアドレス：caremanagement@city.kobe.lg.jp